

軍事的安全保障研究に関する声明（案）

日本学術会議が1949年に創設され、1950年に「戦争を目的とする科学の研究は絶対にこれを行わない」旨の声明を、1967年には同じ文言を含む「軍事目的のための科学的研究を行わない声明」を発した背景には、科学者コミュニティの戦争協力への反省と、再び同様の事態が生じることへの懸念があった。われわれは、大学等の研究機関における軍事的安全保障研究が学術の健全な発展と緊張関係にあることをここに確認し、上記2つの声明を継承する。

科学者コミュニティが追求すべきは、何よりも学術の健全な発展であり、それを通じて社会からの負託に応えることである。学術研究がとりわけ政府によって制約されたり職員されたりしがちであるという歴史的な経験をふまえて、研究の自主性・自律性が担保されなければならない。軍事的安全保障研究では、研究の期間内および期間後に、研究の方向性や密密性の保持をめぐって、政府による研究者の活動への介入が強まる懸念がある。

防衛装備庁の「安全保障技術研究推進制度」（2015年度発足）では、将来の装備開発につなげるという明確な目的に沿って公募・審査が行われ、外部の専門家でなく職員が研究中の進捗管理を行うなど、政府による研究への介入が著しく、学術の健全な発展という見地から問題が多い。むしろ必要なのは、科学者の自主性・自律性が尊重される民生分野の研究資金の一層の充実である。

研究成果は、時に科学者の意図を離れて軍事目的に転用され、攻撃的な目的のためにも使用されうるため、研究の入り口で研究資金の出所等に関する慎重な判断が求められる。大学等の各研究機関は、施設・情報・知的財産等の管理責任を有し、自由な研究・教育環境を維持する責任を負うことから、軍事的安全保障研究と見なされる可能性のある研究について、その適切性を技術的・倫理的に審査する制度を設けるべきである。学協会等において、それぞれの学術分野の性格に応じて、ガイドライン等を設定することも求められる。

研究の適切性をめぐっては、学術的な蓄積にもとづいて、科学者コミュニティにおいて一定の共通認識が形成される必要があり、個々の科学者はもとより、各研究機関、各分野の学協会、そして科学者コミュニティ全体が考え続けて行かなければならない。科学者を代表する機関としての日本学術会議は、こうした議論に資する知見を提供すべく、今後も率先して検討を進めて行く。

（出所）日本学術会議 安全保障と学術に関する検討委員会 HP より

2017年3月22日 外交防衛委員会 日本共産党 井上哲士 提出資料

防衛省の安全保障技術研究推進制度創設後
軍事研究に関する取り決めなどを確認した大学

大学	決定機関	軍事研究禁止の内容
琉球大学	学内向けの学長の通知(2015年8月5日)	「軍事防衛研究に対する琉球大学のスタンス」と題する通知で、琉球大学は「平和・共生の追求」を基本理念の一つとしていると強調。安全保障技術研究推進制度について、「防衛省技術研究本部の指示のもとで運用されるとともに、研究成果が防衛装備品の製造等に将来つながることが想定され、軍事利用の蓋然性が高い」と指摘し、当分の間、同制度による研究を「実施することは差し控えるべき」と結論づけている。
新潟大学	2015年10月16日、軍事研究禁止を科学者行動指針に盛込む	研究委員会で議論を重ね科学者憲章に「科学者はその社会的使命に照らし教育研究上有意義であって人類の福祉と文化の向上への貢献を目的とする研究を行うものとし軍事への寄与を目的とする研究は行わない」を書き込むことを決定した。
東北大学	研究推進本部が通知(2016年4月19日)	研究推進本部は2014年7月15日の「東北大学における軍事・国防に関する研究等の基本的考え方」で「軍事・国防に直接繋がる研究を行ってはならない」とさだめている。その立場から「安全保障技術研究推進制度」は、「その公募内容から判断し、本学研究者の応募を認めない」とした。
京都大学	2016年4月12日の部局長会議で確認	部局長会議で、「軍からの研究費の援助を受けることは、その成果が戦争に利用される危険があるので、好ましくない」という申し合わせを研究・企画・病院担当理事・副学長の湊長博氏が確認した。申し合わせは1967年の部局長会議で決定されており、京都大学における研究の指針を再確認した。
電気通信大学	2016年7月19日、学長が全教職員に送ったメール	NHKのアンケートで本学に軍事研究を行わない旨の教授会決議(1965年1月27日)があると学長が回答。全教職員宛のメールで、この回答にもとづくスタンスをとることを学長が宣言。安全保障技術研究推進制度について「成果のエンドユーザーは防衛省そのものであるとしか解釈できません」と指摘した。
関西大学	大学としての方針を決定(2016年12月7日)	①「安全保障技術研究推進制度」への申請は認めない。他大学の申請に共同研究者として参画することも認めない。②国内外の軍事防衛を所管する公的機関からの研究費等の資金は受け入れない。③企業等からの受託研究等については、その研究内容が軍事防衛目的である場合は、研究費等を受け入れない。
明治大学	2017年1月15日付の全面広告で軍事研究禁止の立場を明示	15日付の全国紙「朝日」「毎日」「読売」の各紙に全面広告を掲載し、「軍事利用を目的とする研究・連携活動の禁止」の立場を明示。2004年10月26日に制定した「社会連携ポリシー」で、「軍事利用・人権抑圧等平和に反する内容を目的とする社会連携活動は一切行わない」と規定。
法政大学	常務理事会で軍事研究を行わないことを決定(2017年1月18日)	常務理事会において「指針」と「軍民両用研究費への応募について」を決定。指針で、「軍事研究や人権抑圧等人類の福祉に反する活動は、これを行わない」とした。「応募について」で、安全保障技術研究推進制度への応募は、「当分の間認めないこととする」とした。
信州大学	理事会で決定(2017年2月15日)	安全保障技術研究推進制度の学内からの応募は当面見合せの方針を決定。2015年に、「信州大学研究活動上の行動規範」を改訂し、「人類社会の平和と安全」に対する責任を盛り込んでいた。

◆メディアのアンケートで各大学が表明した軍事研究への対応方針

メディア	アンケートの概要	アンケート結果
「毎日」 2016年5月23日	医理工学部を持つ全国公立大学と私立大学など117大学に実施。76大学が回答	軍事研究を禁じたり一定の制限を明記した研究指針や倫理規定、行動規範を設けているのは29大学。安全保障技術研究推進制度に対しては、東北大学や九州大学、広島大学など12大学が応募しない方針を決めている。
NHK 2016年6月25日	全国86国立大学に実施。65大学が回答	防衛装備品を含む軍事技術に関する研究について、禁止したり制限したりするガイドライン等を設けているのは17大学。このうち大阪大学は「軍事を目的とする研究を行ってはならない」という基本的な考え方を持ち、学内通知で明文化している」と回答。
「琉球新報」 2015年9月24日	沖縄県内の高等教育機関11校にアンケート	回答した10校全てが安全保障技術研究推進制度を利用しない考えを表明。回答しなかった沖縄工業高等専門学校は「制度を利用する考えはない」とした。アンケートに応じたのは、琉球大学、県立看護大学、県立芸術大学、名桜大学、沖縄国際大学、沖縄大学、沖縄キリスト教学院大学、同短期大学、沖縄女子短期大学、沖縄科学技術大学院大学

(出所)各大学の指針、通知等、及び各報道機関の記事にもとづき井上事務所作成